

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月13日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第34号

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険税条例（昭和51年条例第9号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第20条（略） （国民健康保険税の減額） 第21条（略） 2（略）	第1条～第20条（略） （国民健康保険税の減額） 第21条（略） 2（略） 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> (1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につ</u>

現行	改正案
	<p>き第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 7 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>

現行	改正案
<p>第 21 条の 2～第 22 条の 2 (略)</p>	<p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>第 21 条の 2～第 22 条の 2 (略)</p> <p>(<u>出産被保険者に係る届出</u>)</p> <p>第 22 条の 3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、</u> <u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。</u></p>

現行	改正案
<p>第 23 条～第 26 条 (略)</p>	<p>4 <u>第 1 項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>第 23 条～第 26 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険税条例(次項において「新条例」という。)第 2 1 条第 3 項及び第 2 2 条の 3 の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 2 2 条の 3 の規定による届出は、この条例の施行の日前においても行うことができる。